

国自審第 1777 号
国自整第 328 号
平成 29 年 2 月 10 日

ダイハツ工業株式会社
専務執行役員 生駒 勝啓 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長
整備課長

リコール関係業務に係る業務改善指示について

今般、道路運送車両法第 49 条で規定された分解整備の内容が含まれるリコール等の改修作業が、同法第 78 条の認証を受けていない販売店で実施されていたことが判明した。

このことは、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、また、高度な知識や整備のための設備及び技術が必要である分解整備によって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的等に反するものである。

については、下記のとおり指示するので、その実施状況を、平成 29 年 3 月 10 日までに文書で報告されたい。

なお、本報告要請は道路運送車両法第 63 条の 4 及び第 100 条の規定に基づくものであることを申し添える。

記

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。

国自審第 1777 号
国自整第 328 号
平成 29 年 2 月 10 日

本田技研工業株式会社
取締役執行役員 貝原 典也 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長
整備課長

リコール関係業務に係る業務改善指示について

今般、道路運送車両法第 49 条で規定された分解整備の内容が含まれるリコールの改修作業が、同法第 78 条の認証を受けていない販売店で実施されていたことが判明した。

このことは、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、また、高度な知識や整備のための設備及び技術が必要である分解整備によって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的等に反するものである。

については、下記のとおり指示するので、その実施状況を、平成 29 年 3 月 10 日までに文書で報告されたい。

なお、本報告要請は道路運送車両法第 63 条の 4 及び第 100 条の規定に基づくものであることを申し添える。

記

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。

国自審第 1777 号
国自整第 328 号
平成 29 年 2 月 10 日

三菱自動車工業株式会社
執行役員 グローバルアフターセールス本部
本部長補佐 柳本 憲男 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長
整備課長

リコール関係業務に係る業務改善指示について

今般、道路運送車両法第 49 条で規定された分解整備の内容が含まれるリコール等の改修作業が、同法第 78 条の認証を受けていない販売店で実施されていたことが判明した。

このことは、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、また、高度な知識や整備のための設備及び技術が必要である分解整備によって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的等に反するものである。

については、下記のとおり指示するので、その実施状況を、平成 29 年 3 月 10 日までに文書で報告されたい。

なお、本報告要請は道路運送車両法第 63 条の 4 及び第 100 条の規定に基づくものであることを申し添える。

記

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得するように指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。

国自審第 1777 号
国自整第 328 号
平成 29 年 2 月 10 日

ビー・エム・ダブリュー株式会社
モーターサイクル本部長 リー・ニコルス 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長
整備課長

リコール関係業務に係る業務改善指示について

今般、道路運送車両法第 49 条で規定された分解整備の内容が含まれるリコールの改修作業が、同法第 78 条の認証を受けていない販売店で実施されていたことが判明した。

このことは、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、また、高度な知識や整備のための設備及び技術が必要である分解整備によって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的等に反するものである。

については、下記のとおり指示するので、その実施状況を、平成 29 年 3 月 10 日までに文書で報告されたい。

なお、本報告要請は道路運送車両法第 63 条の 4 及び第 100 条の規定に基づくものであることを申し添える。

記

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。